

佐野市シニア地域デビュー条例

「人生100年時代」を迎え、シニア世代から若者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会の実現が求められている中、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化などにより人と人とのつながりが希薄となることで、シニア世代の社会的孤立や閉じこもりが懸念されている。

シニア世代が生涯にわたって元気に活躍し続けるためには、現役引退後に、地域で自分の能力や経験を生かした就業、趣味やボランティア活動などを通して、社会とのつながりを様々な形で持ち続けていくことが大切である。

そこで本市は、シニア世代が地域活動などを始める「地域デビュー」を推進していくことで、シニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活できる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、シニア世代の地域デビューについて、基本理念その他の基本となる事項を定め、市の責務並びにシニア世代、市民、町会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、シニア世代の地域デビューに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、シニア世代が生きがいを持って地域で生き生きと生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シニア世代 おおむね60歳以上の市民をいう。
- (2) 地域活動 地域において市民、町会等及び事業者（以下「市民等」という。）が行う趣味活動、ボランティア活動その他の自主的な活動をいう。
- (3) 地域デビュー 新たに地域活動を始めること、地域で就業すること等をいう。
- (4) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 町会等 町会、シニアクラブその他市の区域内で地域活動を行う団

体をいう。

- (6) 事業者 市の区域内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体（町会等を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 シニア世代の地域デビューの推進は、シニア世代が今まで培ってきた能力や経験を地域活動や就業に生かし、生きがいつくりの促進が図られるよう行うものとする。

2 シニア世代の地域デビューの推進は、シニア世代が地域社会で孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居住する地域及び身体的特性に配慮し行うものとする。

3 シニア世代の地域デビューの推進は、市、市民等及び関係行政機関が相互に連携協力し行うものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、シニア世代の地域デビューの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。

（シニア世代の役割）

第5条 シニア世代は、シニア世代の地域デビューに関する理解と関心を深め、それぞれの実情に応じて、自らが有する能力や経験を生かした地域活動を行い、又は就業するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、シニア世代の地域デビューに関する理解と関心を深め、それぞれの実情に応じて、シニア世代に対し、地域活動への参加を促すなどシニア世代が地域社会で孤立しないよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施するシニア世代の地域デビューの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町会等の役割）

第7条 町会等は、基本理念にのっとり、それぞれの町会等が行っている地域活動の実情に応じて、シニア世代が参加しやすい開かれた地域活動を実施するとともに、シニア世代が地域活動に参加できる機会を提供するよう

努めるものとする。

- 2 町会等は、市が実施するシニア世代の地域デビューの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、それぞれの事業者が行っている事業活動の実情に応じて、シニア世代がその意欲に応じて就業することができる機会及び地域活動に参加できる機会を提供するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施するシニア世代の地域デビューの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画の策定）

第9条 市は、シニア世代の地域デビューに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉計画において一体的に定めるものとする。

（基本的施策の推進）

第10条 市は、シニア世代の地域デビューを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （1） 地域デビューに関する啓発活動及び情報の提供に関すること。
- （2） 地域デビューのきっかけづくり及びシニア世代の仲間づくりの支援に関すること。
- （3） 地域デビューの機会を提供するために必要な支援に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、シニア世代の地域デビューを推進するために必要な施策に関すること。

（その他）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。